

警察庁甲備発第10号
防防運（防）第71号
令和元年6月13日

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定

警察庁及び防衛省は、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関し、次のように協定する。

防 衛 大 臣 岩 屋 毅

警察庁長官 栗 生 俊一

（趣旨）

第1条 この協定は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第11条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、施設警護自衛官が対象防衛関係施設（自衛隊の施設に限る。以下同じ。）に係る対象施設周辺地域の上空を飛行する小型無人機等の飛行に対し安全確保措置を実施する際の基本的事項その他警察官との連携要領を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設警護自衛官 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官をいう。
- (2) 安全確保措置 法第11条第1項から第3項までの規定により施設警護自衛官又は警察官が対象防衛関係施設の安全を確保するためにとる措置をいう。

（相互通報）

第3条 施設警護自衛官及び警察官は、法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反して対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合において、次に掲げる情報を相互に通報するものとする。

- (1) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
- (2) 当該小型無人機等の飛行に係る区域
- (3) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者（操縦者である蓋然性が高いと認められる者を含む。以下同じ。）の特徴
- (4) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者の位置
- (5) その他当該小型無人機等の飛行に係る情報

2 前項に規定する通報は、第7条の規定により定めるところにより行うものとする。

（施設警護自衛官による安全確保措置）

第4条 施設警護自衛官が前条第1項に規定する小型無人機等の飛行が行われていると認めた場合において、対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空においては、警察官が安全確保措置をとるものとする。ただし、次に掲げる場合については、施設警護自衛官が次条各号に掲げる場合に应じ当該各号に定める地域及びその上空において安全確保措置をとるものとする。

- (1) 当該小型無人機等の飛行が、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第28条の2第1項の離島に所在する対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われていると認められる場合
- (2) 第7条の規定により定めるところにより、警察から当該対象防衛関係施設の管理者（以下単に「管理者」という。）に対し安全確保措置の実施に係る依頼があった場合
- (3) 当該対象防衛関係施設に対する危険を未然に防止するため、警察官の到着を待つことなく施設警護自衛官が次条各号に掲げる場合に应じ当該各号に定める地域及びその上空において安全確保措置をとる必要があると認められる場合

2 施設警護自衛官及び警察官は、安全確保措置の実施に当たっては、相互に緊密に連携するものとする。

（施設警護自衛官による安全確保措置の地理的範囲）

第5条 施設警護自衛官による安全確保措置は、次に掲げる場合に应じ当該各号に定める地域及びその上空において実施するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する場合 第7条の規定により定める地域及びその上空
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に規定する場合 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域及びその上空
- (3) 前2号以外の場合 対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその上空

（警察への通知）

第6条 管理者は、施設警護自衛官が安全確保措置を実施した場合には、速やかにその旨を次条の規定により定める者に通知するものとする。

（連絡手段等）

第7条 管理者及び当該対象防衛関係施設が所在する地域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課の長は、本協定を実施するため、連絡手段、第4条第1項第1号に規定する対象防衛関係施設について施設警護自衛官が安全確保措置を実施する地域及びその上空その他必要な事項をあらかじめ別に定めるものとする。

(見直し)

第8条 この協定に定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この協定は、令和元年6月13日から実施する。

附 則（令和2年7月14日警察庁甲備発第24号、防防運（防）第298号）

この協定は、令和2年7月14日から実施する。